伝票の長期間アーカイブ機能のオプションサービス条件

SAP Business Network の伝票の長期間アーカイブ機能（以下「LTDA サービス」）は、組み込まれた SAP Business Network プレミアム及びオプションサービス条件と伝票の長期間アーカイブ機能のオプションサービス条件を含む、SAP Business Network の利用条件が適用されるオプションサービスである。伝票の長期間アーカイブ機能のオプションサービス条件（以下「LTDA 条件」）は、SAP Business Network で「LTDA サービス」を使用する「販売取引先」にのみ適用される。「LTDA 条件」は、「購入取引先」には適用されない。

1. **可用性**「LTDA サービス」は、管理者が SAP Business Network で「販売取引先」アカウントの設定時に有効化できるオプション機能である。「LTDA サービス」では、特定の国から発行され、SAP Business Network によって処理される電子請求書をアーカイブすることができる。この機能は、「販売取引先」がその国の税務当局から要求される請求書の保存に対応できるようにすることを目的としている。対象国の一覧（以下「サポート対象国」）及び「サポート対象国」ごとに指定された（事前定義の）保存期間（以下「強制保存期間」）は、「関連要件」に従い、電子アーカイブのサポート対象国ページに記載されている。SAP は、リストをいつでも更新することができ、「サポート対象国」が削除又は追加された場合、当該更新に関連する通知を事前に所属会社に送信する。所属会社は、「LTDA 条件」に同意するか、「LTDA サービス」を利用することにより、デフォルトで「サポート対象国」向けの所属会社の「請求書」（以下に定義）すべてが「強制保存期間」全体にわたってアーカイブされることに明示的に同意するものとする。ただし、(a) 所属会社がその SAP Business Network アカウントを解約し、又は違反のために SAP が当該アカウントを解除した場合や、(b)「強制保存期間」中に「LTDA サービス」（「サブスクリプション期間」）の登録を途中で解約し、又は更新しないことを選択する場合を除く。
2. **料金**「LTDA サービス」を使用するためのサブスクリプションは、SAP Business Network 上で良好な状態のアカウントを持つ「販売取引先」に提供され、追加料金は適用されない（個別の記憶媒体上の例外的なデータコピーについて以下に明示的に定める場合を除く）。SAP は、変更の（30 日以上前の）事前通知により、「LTDA サービス」の料金に対するアプローチを変更することができる。ただし、料金の増額は、当該変更の前に、無料期間又は低価格期間中にアーカイブされた伝票ではなく、新たにアーカイブされる伝票のみに適用されることを条件とする。
3. **アーカイブ済み請求書へのアクセス**「サブスクリプション期間」中及び「強制保存期間」中、SAP は、所属会社の名義で、所属会社に代わってアーカイブ済み「請求書」を所属会社に提供する（SAP Business Network から検索及びダウンロード可能にする）。所属会社は、次のことを了承し、これに同意する。(a) いかなる場合も、「サブスクリプション期間」の満了日後にアーカイブ済み「請求書」は所属会社に提供されないこと、(b) 所属会社の「サブスクリプション期間」の満了後又は終了後にアーカイブ済み「請求書」にアクセスするには、所属会社は、かかる満了又は終了前にアーカイブ済み「請求書」をすべてダウンロードする必要があること、及び (c) 所属会社のアーカイブ済み「請求書」は、「サブスクリプション期間」の満了後又は終了後に（いかなる場合でも「強制保存期間」の終了時に）、SAP 又はそのサードパーティーサービスプロバイダーによって恒久的に削除され、その後復元できなくなること。
4. **法令遵守**「サブスクリプション期間」中、「強制保存期間」内の任意の時点で、所属会社は、(a) 所属会社のアーカイブ済み「請求書」へのオンラインアクセスを税務監査官に提供するか、又は (b) 所属会社の税務監査官に対する提示又は引き渡しに必要なアーカイブ済み「請求書」を
ダウンロードすることができる。所属会社は、必要に応じて、「例外」に従ってデータ又は「請求書」のアーカイブについて理解し、対処及び管理する責任を負う。SAP 及びそのサードパーティーサービスプロバイダーは、所属会社が「例外」に従ってアーカイブされたデータについて理解し、対処及び管理できなかったことについて、いかなる形においても責任を負わない。
5. **サードパーティー**所属会社は、長期間のアーカイブプロセスを円滑に進め、国固有の税要件に基づいて「請求書」データを保存するために、SAP が 1 社又は複数の異なるサードパーティーアーカイブサービスプロバイダーからサービスを取得することを了承し、これに同意する。サードパーティーアーカイブサービスプロバイダーの現在の一覧

は電子アーカイブのサポート対象国ページに掲載されており、SAP により変更される場合がある。SAP 又はそのサービスプロバイダーのいずれも、法律、規制、裁判所の命令又は規制機関によって要求される場合（及びその範囲）を除き、アーカイブサービスにおける所属会社の保存データへのアクセスを法執行機関又はその他の政府機関に提供しない。ただし、SAP 及びそのサービスプロバイダーは、必要な開示について所属会社に合理的な事前通知を行い（法律で許可される場合）、所属会社の要求に応じて、かつ所属会社の費用負担で、要求された開示への異議申し立てにおいて合理的な支援を提供する。

6. **所属会社の責任**所属会社は、「LTDA サービス」の使用の前提条件として必要になる場合がある事前通知、認可、特例措置、又はその他の種類の政府や法執行機関の承認に関する要件を考慮に入れるため、定期的に税理士に相談する必要がある（特に、該当する場合、所属会社の請求書を国外に保存することについて、現地の税務当局に通知する必要がある）。所属会社は、営業地域の要件に準拠する責任を負う（納税に関する要件、会計に関する要件、請求書に関する義務、VAT に関連する結果、及びデータの保存期間に関する要件を含むが、これらに限定されない）。所属会社は、「LTDA サービス」の使用のために必要になることがあるすべての政府の認可、認可、宣言、申請及び登録を自らの費用負担で取得し、手配するものとする。SAP は、所属会社が「LTDA サービス」の使用において現地の要件を遵守しなかったことに対していかなる責任も負わない。
7. **オフボーディング**
   - **サブスクリプション期間の終了又は解除**「サブスクリプション期間」の終了時又はその他の所属会社のサブスクリプション終了時に、所属会社のアーカイブ済み請求書データ（添付ファイル及びメタデータを含む）は、(a) 所属会社自身によるダウンロード、又は (b) 例外的な場合において、所属会社の書面による要求に基づき、所属会社の費用負担で、記憶媒体（DVD、フラッシュドライブなど）で提供される場合がある。本項に定める方法によるアーカイブ済み請求書データの返却により、SAP は、「強制保存期間」の終了までアーカイブを保存する義務を免除されるものとする。所属会社のアーカイブ済み請求書データは、SAP 又はそのサードパーティーサービスプロバイダーによって「サブスクリプション期間」の満了後に恒久的に削除され、その後復元できなくなる。
   - **サブスクリプション期間中**「サブスクリプション期間」中、所属会社は、SAP Business Network Web インターフェースからアーカイブ済み請求書データをいつでもダウンロードすることができる。SAP Business Network Web インターフェースを通じてアーカイブ済み請求書データをダウンロードできない例外的な場合、所属会社は「サブスクリプション期間」中に追加料金を支払うことで、アーカイブ請求書データのコピーを記憶媒体（DVD、フラッシュドライブなど）で受け取ることができる。
   - **強制保存期間の終了**これと相反する別段の規定があったとしても、所属会社は、「強制保存期間」の終了時に事前通知の上、データが自動的に削除されることを了承し、これに同意する。これは、「サブスクリプション期間」が「強制保存期間」を超えて継続する場合でも同様である（すなわち、「サブスクリプション期間」終了時と「強制保存期間」終了時のいずれか早い時点で削除される）。
8. **データ削除**「サブスクリプション期間」中の任意の時点で、追加料金を負担することにより、所属会社は、すべてのアーカイブ済みデータ又は（特定の伝票 ID などに基づく）そのサブセットをアーカイブ本稼働システムから恒久的に削除するよう書面で要求することができる。所属会社は、次のことを了承し、これに同意する。(a) 所属会社がアーカイブ内のデータのサブセットのみの返却及び/又は削除を要求する場合、当該要求は、「ドキュメンテーション」に規定されているとおりに正確である必要があり、要求されたデータのサブセットは削除され、残りのデータは引き続き「LTDA 条件」に従ってアーカイブされる。(b) 所属会社により恒久的な削除が要求されたアーカイブ済みデータは、SAP 又はそのサードパーティーのサービスプロバイダーによって「サブスクリプション期間」の終了時に恒久的に削除され、その後復元できなくなる。
9. **定義**

「**例外**」については、以下の「関連要件」の定義を参照されたい。

「**請求書**」とは、SAP Business Network Guide to Invoicing に記載されている通り、SAP Business Network によって発行され、「サポート対象国」のいずれかに販売者の請求先住所がある SAP Business Network 上の取引先に送信される電子請求書をいう（請求書の添付ファイルを含む）。

「**サブスクリプション期間**」とは、SAP Business Network における所属会社のメンバーシップ期間をいい、通常は毎

年更新される。
「LTDA サービス」に関する「**関連要件**」とは、各「サポート対象国」において公布された付加価値税 (VAT)/物品サービス税 (GST) 法、一般会計法、商法及び下位法令、並びにそれらで参照される法律及び下位法令における、電子「請求書」のアーカイブのセキュリティ、アクセス、ダウンロード、完全性及び保存期間に関する要件をいう。ただし、「サポート対象国」における請求書の電子アーカイブに別途適用される
規則の特定の例外(「例外」)を除く。「例外」には以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 不動産:不動産に関する請求書には、動産又はサービスに関する請求書よりもはるかに長い保存期間が適用される場合がある。
- 長期の会計/事業年度:12 カ月を超える会計/事業年度に関する請求書
- 保存期間の停止又は延長:特別な規制措置、特定の種類の税務監査、更正査定又は刑事捜査により、保存期間が停止又は延長される場合がある。
- 納税申告の遅延又は記帳の遅延:会計/事業年度の翌年以降に納税申告が行われた場合、又は請求書に関連する四半期以降に申告が行われた場合、保存期間が延長される可能性がある。これは、請求書の記帳が遅れた場合も同様である。
- 特定分野の規則:特定の分野には特別な規則が適用される場合がある。例えば、電気通信サービスの請求書は、法執行目的で特定の通信関連データを保存する義務の対象となる可能性がある。